

議第110号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年 6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの

イ 県内に事務所または事業所を有する法人または団体で規則で定めるところにより知事が指定したのものに対するもの

ウ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものの付則第4条第1項中「（大正11年法律第62号）」を削る。

付則第11条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第21条の2第1項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同項第3号に掲げる寄附金について適用する。